

肉用牛増頭対策の概要 (肉用牛繁殖基盤強化総合対策)

肉用牛の生産は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきましたが、小規模・高齢者層の離脱により、生産基盤の脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっています。このため、平成19年度から、繁殖農家に加え、酪農家、肥育農家等を「繁殖牛増頭の担い手」として位置付け、繁殖牛導入対策や繁殖牛の増頭に関する器具機材等の導入を中心に、地域の特色ある肉用牛振興対策を行い、肉用牛生産基盤の強化を図ります。

本県の繁殖雌牛増頭目標 毎年1,300頭以上の増頭!!
(全国レベルで毎年1万頭の増頭)

19年度計画

新規参入者の促進

- 農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸付を行う場合の支援(1/2以内)

計画的な繁殖雌牛の導入を奨励

- 中核的担い手の繁殖雌牛増頭実績に応じた奨励金の交付(8万円/頭)
- 優良な繁殖雌牛の導入に対する奨励金の交付(4万円/頭)

増頭に資する器具機材の整備を補助

- 増頭に資する簡易施設の整備、器具機材等導入に対する補助(1/2以内)

酪農経営を活用した繁殖雌牛生産を支援

- 登記可能受精卵の移植・受胎に対する奨励金の交付
 - ・ 性判別(♀卵) 4万円/頭
 - ・ 無判別卵 1万円/頭
- 登記可能受精卵による雌子牛の生産・登記に対する奨励金の交付(2.5万円/頭)

離農農家からの繁殖雌牛の継承を推進

- 離農農家から繁殖雌牛を継承する場合の購入費を補助(1/2以内・上限15万円/頭)

遊休農地等を活用した放牧の推進

- 遊休農地等を活用した放牧推進・実施に対する補助(1/2以内)
- 放牧経験牛の輸送に対する奨励金の交付(地域2,500円/頭、広域4,000円/頭以内)

高齢地域等実情に応じた生産活動の推進

- 肉用牛ヘルパー活動の推進(1/2以内)
- 経営内一貫生産方式の導入推進(27,000円/頭)

増頭対策事業紹介

平成19年度「中核的な担い手育成増頭推進事業」について

1 参加要件

補給金制度の契約者であって、**昨年母牛を増頭・維持した方、または今年新しく牛を始める方が参加できます(昨年牛を減らした方は参加できません)**。なお、増頭計画書の提出が必要です。

2 期首頭数

前年度もこの事業に参加した方は1月1日、その他の方は7月1日時点の頭数が期首頭数となり、この期首頭数から12月31日までの増頭数に応じて奨励金が交付されます。 ※各基準日時点で1才以上の牛を数えます。

3 奨励金交付金額

1頭あたり8万円(30頭分を上限) ※ただし12月31日時点で10頭以上になっていないと奨励金は交付されません。

4 事業の対象外牛

国の事業で導入した牛及び導入時点で6才以上の牛は対象外となります。
※ 詳しくは畜産協会またはお近くのJA畜産窓口にお問合せください。

事業取り組み例

期首6頭です

増やしますよ~



10頭以上
にしよう



この牛は、今年で引退…
去年の暮れに生まれた子牛を保留して
国の事業(対象外)で2頭導入して



1才以上だけ
数えてね



自己資金で2頭買って来たよ
12月31日に1才以上になる牛ね

期末
10頭になりました

(期末頭数) (期首頭数) (対象外頭数)

10頭 - 6頭 - 2頭 = 2頭
2頭 × 8万 = 16万円

4頭増えただけ対象外の2頭を差し引いて…奨励金は16万円!!
来年も増やしますよ~!!!

